

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

平成 24年 6月 日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 愛知県蒲郡市浜町21番地

氏 名 愛知海運株式会社 蒲郡カンパニー
カンパニー長 河野 朝英

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0533-68-4646

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	愛知海運株式会社 蒲郡カンパニー
事業場の所在地	愛知県蒲郡市浜町21番地
計画期間	平成24年4月1日～平成25年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
事業の種類	48：運輸に附帯するサービス業
事業の規模	売上高：12億5956万円
従業員数	38名
産業廃棄物の一連の処理の工程	産業廃棄物処理計画書<別紙>のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) <ul style="list-style-type: none"> ・ 全社については、別紙添付「環境保全推進委員会構成図」に記載したとおり。 ・ 蒲郡カンパニー <ul style="list-style-type: none"> 蒲郡カンパニー長 (環境推進責任者) └─ 蒲郡カンパニー課長 (環境推進委員) └─ 廃棄物管理責任者 		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
現状	【前年度(平成23年度)実績】産業廃棄物処理計画書<別紙>のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) ・ 運輸に附帯するサービス業(港湾運送事業・倉庫業等)のため、輸入貨物の入荷量により廃棄物排出量の増減が大きく左右されるが、廃棄物の分別回収をはじめ、廃棄物が運搬されるまでの間の適正な保管、及び適正な産業廃棄物処理業者への委託処理、廃棄物排出後の産業廃棄物管理票の回収・照合確認等を徹底している。	
計画	【目標】産業廃棄物処理計画書<別紙>のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) ・ 同上	
産業廃棄物の分別に関する事項		
現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 廃プラスチック類、木くず(木皮・ベニヤ板)はそれぞれに分別し、保管している。	
計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 従来以上に廃棄物の選別、分別回収を徹底して、混合物の排出削減に取り組む。	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
現状	【前年度（平成23年度）実績】産業廃棄物処理計画書<別紙>のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
計画	【目標】産業廃棄物処理計画書<別紙>のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
現状	【前年度（平成23年度）実績】産業廃棄物処理計画書<別紙>のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
計画	【目標】産業廃棄物処理計画書<別紙>のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
現状	【前年度（平成23年度）実績】産業廃棄物処理計画書<別紙>のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
計画	【目標】産業廃棄物処理計画書<別紙>のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
現状	【前年度（平成23年度）実績】産業廃棄物処理計画書<別紙>のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・可能な限り再生利用業者への委託処理を行い、最終処分量の低減を図る。 ・(愛知県)再生資源の適正な活用に関する要綱の規定に基づく届け出を行っている産業廃棄物処理業者への切替実績1社。 ・業者管理の一環として、産業廃棄物処理業者から事業免許更新後の事業免許写しの入手を徹底している。		

(第5面)

計画	【目標】産業廃棄物処理計画書<別紙 >のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・委託先の産業廃棄物処理業者に対して、定期的に実地確認を実施する。 ・産廃情報ネット等の活用により優良認定業者の情報収集を定期的に行い、優良認定業者への処理委託を積極的に行っていく。		
事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「 」を記入すること。
- 7 欄は記入しないこと。

産業廃棄物処理計画書 <別紙 I >

(第1面) 当該事業場において現に行っている事業に関する事項
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程

<産業廃棄物の発生フロー>

輸入貨物	...	・木製品	→	梱包資材(ベニヤ板・ビニール類)
		・原木	→	木くず(木皮、木くずと土砂の混合物)
		・原料貨物	→	フレコン(廃プラスチック類)
倉庫	...	・混合廃棄物	→	梱包資材(木くず・ビニール類・紙類など)
		・がれき類	→	コンクリート・アスファルト等の破片

<産業廃棄物の一連の処理の工程>

- 廃プラスチック類
 - 中間処理業者に委託して圧縮後、再生処理業者にて固形燃料(RPF)として再資源化
 - 中間処理業者に委託して破碎・圧縮後、再生処理業者にてセメント製品として再資源化
- 木くず(ベニヤ板) → 中間処理業者に委託して破碎後、再生処理業者にて燃料用チップとして再資源化
- 木くず(木皮)
 - 中間処理業者に委託して破碎後、堆肥(土壌改良材)として再資源化
 - 中間処理業者に委託して破碎後、再生処理業者にて燃料用チップとして再資源化
- がれき類
 - 中間処理業者にて破碎後、最終処分業者に委託して埋立処分
 - 中間処理業者にて破碎・選別後、再生処理業者に委託して地盤改良材原料等として再資源化
- 混合廃棄物
 - ・ 廃プラスチック類
 - 中間処理業者に委託して破碎・圧縮後、再生処理業者にてセメント製品として再資源化
 - 中間処理業者に委託して破碎後、最終処分業者にて埋立処分
 - ・ 木くず → 中間処理業者に委託して破碎後、再生処理業者にて燃料用チップとして再資源化
 - ・ 紙くず → 中間処理業者に委託して破碎・焼却後、燃え殻として最終処分業者にて埋立処分
 - ・ がれき類 → 中間処理業者にて破碎後、最終処分業者に委託して埋立処分

産業廃棄物処理計画書 <別紙Ⅱ>

(第2面) 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

		【前年度(平成23年度)実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず(木皮)	木くず	混合物	がれき類
	排出量	54.06 t	906.70 t	197.40 t	54.00 t	8.88 t

		【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず(木皮)	木くず	混合物	がれき類
	排出量	53.00 t	880.00 t	180.00 t	50.00 t	5.00 t

(第3面) 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度(平成23年度)実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず(木皮)	木くず	混合物	がれき類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

		【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず(木皮)	木くず	混合物	がれき類
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

(第3面) 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度(平成23年度)実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず(木皮)	木くず	混合物	がれき類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

		【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず(木皮)	木くず	混合物	がれき類
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

(第4面) 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度(平成23年度)実績】				
①現状	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず(木皮)	木くず	混合物	がれき類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

		【目標】				
②計画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず(木皮)	木くず	混合物	がれき類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

(第4面／第5面) 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(平成23年度)実績】						
①現状	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず(木皮)	木くず	混合物	がれき類
	全処理委託量	54.06 t	906.70 t	197.40 t	54.00 t	6.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	54.06 t	906.70 t	197.40 t	53.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t

【目標】						
②計画	産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず(木皮)	木くず	混合物	がれき類
	全処理委託量	53.00 t	880.00 t	180.00 t	50.00 t	5.00 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	再生利用業者への処理委託量	53.00 t	880.00 t	180.00 t	50.00 t	5.00 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t